



広域活動組織(1市1組織)の事務局機能を一般社団法人へ委託

(一社) 農村振興センターみつけ【見附市広域協定】 (新潟県見附市)^{みつけし}

- 見附市は、南北に長い新潟県の重心地に位置し、市内には信濃川水系の刈谷田川が流れ、四季折々の豊かな自然と県内でも有数の田園地帯を形成。
- 地域農業と農村環境を維持・向上させるため、平成19年度から3集落が「農地・水・環境保全向上対策」の取組を開始。平成24年度からの「農地・水保全管理支払交付金」には30集落が広域協定を締結し『見附市広域協定』を設置。平成26年度からの「多面的機能支払交付金」は市内の全66集落が参加して活動に取り組み、事務作業は「見附市広域協定運営委員会」が実施。
- 平成29年度からは、「見附市広域協定」のさらなる継続・発展のため、広域協定の役員を中心に『一般社団法人 農村振興センターみつけ』を設立。広域協定の事務局機能を委託することで、事務の効率化と、更なる地域活性化の取組を推進。

【地区概要】

- ・取組面積 2,506.17ha
(田2,367.88ha、畑138.29ha)
- ・資源量 水路752.4km、農道285.0km
ため池57箇所
- ・主な構成員 見附市全集落、
土地改良区等
- ・交付金 約141百万円(H29)

〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

活動開始前の状況や課題

- 平成19年度からの農地・水・環境保全向上対策の取組時は、見附市全体でわずか3集落の取組が、平成24年度からの農地・水保全管理支払交付金では30集落と大幅に増加
- 平成24年度には、組織と行政の負担を軽減し、双方がそれぞれの役割に専念できるよう1市1組織である「見附市広域協定」を市主導により設立
- 平成29年度からは、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の2支払の事務局を、新たに設立した『(一社)農村振興センターみつけ』に一本化(環境保全型農業直接支払交付金は各種相談対応のみ実施)



本取組の対象地域

取組内容

- 日本型直接支払3支払は、事業としてシン目があるため、基本的に各支払ごとに個別に取り組んでいる
- 『(一社)農村振興センターみつけ』は、多面支払の広域協定と中山間直払の各協定とそれぞれ委託契約を締結し、事務局機能を担う
- 事業計画書と活動計画書は、各組織(集落)の役員が作成し、事務局に提出(必要に応じて事務局が作成支援)し取りまとめる
- 多面支払と中山間直払を実施している集落では、両支払の役員はほぼ共通しており、活動間の連携が図られている(広域組織化しても活動は基本的に集落単位で実施)
- 最も事務量の多い多面支払は、構成集落を3つに区分(①全面的に任せられる集落、②制度の違い等に不慣れな集落、③事務作業のなり手がいない集落)し、集落の実情に見合った指導や支援を実施

取組の効果

- 事務局機能を委託された『(一社)農村振興センターみつけ』が多面支払と中山間直払の事務全般に対応するため、市は大幅に事務作業が軽減。営農支援等に業務を集中でき、6次産業化等の推進に注力
- 多面支払では事務局が調整して、活動費が不足している集落へ構成集落から流用できる制度を導入し、有効に交付金を運用
- 年3回、集落の代表者や構成員が研修等で集まる機会があり、その際、意見交換会も開催。参加者同士が活発に情報交換を行い、図らずも集落間連携が深まり、大型刈払い機の共同利用等が行われるようになった
- 事務局には、毎日のように集落の代表者等が相談や活動の報告等に来て、重要な情報は市とも共有するなど、集落と行政の架け橋の役割も担っている